

障害者手帳等

◆手帳の交付

手帳を取得すること等によって、各障害福祉サービス等を受けることができます。
(介護保険を利用できる方は介護保険が優先となります。)

種別	対象となる障害
身体障害者手帳	<ul style="list-style-type: none"> ●視覚障害 [1～6級] ●聴覚障害 [2～4・6級] ●肢体不自由 [1～6級] ●平衡機能障害 [3・5級] ●音声・言語・そしゃく機能障害 [3・4級] ●内部障害(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸) [1・3・4級] ●内部障害(肝臓、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫) [1～4級]
精神障害者 保健福祉手帳	<ul style="list-style-type: none"> ●統合失調症 ●気分(感情)障害 ●器質性精神障害(高次脳機能障害を含む) 等

※この他に療育手帳(知的障害)があります。

◆手当

種別	対象となる方	手当月額・支給月
特別障害者手当	重度の障害により日常生活において常時特別の介護を要する20歳以上の方 <u>※診断書に基づき審査を行うため、障害者手帳をお持ちでない要介護4・5の方等も対象になることがあります。</u>	月額 28,840円 (令和6年4月時点) 【支給月】 2・5・8・11月
心身障害者 福祉手当	次のいずれかにあてはまる在宅の方 ・身体障害者手帳1～3級 所持者 ・療育手帳 所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1～2級 所持者	月額 5,000円 または2,500円 【支給月】 3・9月

障害者手帳及び手当、その他障害福祉サービス等についての 問合せ先(各区役所 支援課 障害福祉係)

西区	☎620-2662 FAX 620-2766	北区	☎669-6062 FAX 669-6166
大宮区	☎646-3062 FAX 646-3166	見沼区	☎681-6062 FAX 681-6166
中央区	☎840-6062 FAX 840-6166	桜区	☎856-6172 FAX 856-6276
浦和区	☎829-6143 FAX 829-6239	南区	☎844-7172 FAX 844-7276
緑区	☎712-1172 FAX 712-1276	岩槻区	☎790-0163 FAX 790-0266